

令和3年8月利用分から 高額介護サービス費の負担限度額が見直されます。

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。

「高額介護サービス費」とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。

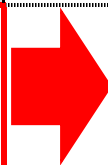
令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の**高所得者世帯**について、**負担限度額の見直し**を行います。（現役並み所得者が細分化されます。）

■利用者負担限度額

令和3年7月利用分まで

令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
・現役並み所得者 <small>同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は、収入の合計が520万円以上</small>	44,400円
・一般	44,400円
・住民税世帯非課税等 <small>・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者</small>	24,600円
<small>・生活保護の受給者</small>	15,000円 (個人)
<small>・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</small>	15,000円



利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
・年収約1,160万円以上	140,100円
・年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円
・年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
・一般	44,400円
・住民税世帯非課税等 <small>・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者</small>	24,600円
<small>・生活保護の受給者</small>	15,000円 (個人)
<small>・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</small>	15,000円

問い合わせ先／町民福祉課 高齢介護係 ☎(25)5012